

「大阪における大都市制度の制度設計」 (パッケージ案)に対する考え

民主党・無所属ネット大阪府議会議員団
O S A K A みらい大阪市会議員団

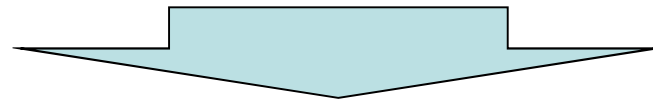
個別の論点に入る前に(我々の主張)

新たな大都市制度の意義の認識に違い

- 成長エンジンとして日本をけん引
二つの強力なエンジンが一つになることにより、大阪の力が削がれないか
- 広域機能の一元化により府市間で必要であった相当な調整時間と労力が解消される
この相当な時間と労力こそが最も大切なものではないか
- 住民に身近な基礎自治体で自治機能を充実
財政調整に頼る不完全な基礎自治体をつくることになる
- 二元行政の解消で行政サービスの向上と無駄を省く
広域行政の一元化をしたからといって、無駄がなくなる保証はない

「住民に身近な基礎自治体」は本当に住民の暮らしをよくすることができるのか

- 住民応答性の充実というが…
公選区長は住民の方を向いて仕事ができるのか
- 区役所マネジメントの充実強化というが…
現行制度の改革・充実の努力などで相当な強化も可能
- 住民に身近な行政というが…
より遠くなる事務もある
厳しい財政状態の中で、サービスの低下に歯止めがかからないのではないか



- こうしたことから「都構想」、大阪市解体・府市再編に反対の立場
- しかしながら、特別区設置協議会の一員でもあることから、今回のパッケージ案に対し考えを述べる

パッケージ案に対して(総論)

- 「中核市並みの権限を持つ特別区」という大阪維新の会の「公約」に辻褄を合わせるために、機械的に作業しただけの制度設計案
- 現在大阪市として行っている行政サービスの水準をそのまま維持できるのか検証されていない(たとえば、児童相談所)
- 統治機構の再編を行うことにより、大阪がどう活性化するのか、市民生活・府民生活がどう豊かになるのかが明らかにされておらず、統治機構を変えなければ実現できないものも示されていない
- 再編後の財源・組織が極めて恣意的(人員・予算、責任体制など)であり、リアリティーを感じることができない案である

事務分担

- 大阪市の事務の約8割が特別区に移管
- 加えて東京23区を上回る「中核市並み」の権限
- さらに指定都市が担う児童相談所や小中学校教職員の人事権などの権限

(東京都区制度との違いを強調あるいは不完全な自治体との批判をかわすため)
あれもこれも詰め込みすぎ。消化不良を来たす

- 新たな広域自治体には大阪市の担ってきた重要な事務を移管
 - 港湾、成長戦略、都市計画(都市再生特別地区等)、道路(広域交通網)、公園(広域的防災拠点)、下水道、消防 など —
- 特別区には身近な「地域まちづくり」しか許されない

重要事業は広域にお任せの依存体質の自治体の誕生

➤ 多種多様な事務を担う巨大な一部事務組合を新設

- ・国民健康保険・介護保険事業の共同処理
- ・住民情報システム等の共同管理
- ・福祉施設や中央図書館など市民利用施設の管理
- ・急病診療所や斎場・霊園の運営 など

政令市を廃止して特別区に分割することに対して矛盾
新たな大都市制度(府市再編)の必然性がないことの証明

職員体制

- 現行の職員体制をベースとせず、新たな事務配分に応じ近隣中核市5市の人口10万あたり平均職員数を基本とした職員配置
- 「現行の人員配置をベースにするのではなく、府市再編を機に、最適な職員配置を目指す」

→スケールメリットや地域事情はどう配慮されているのか、
また、示された補正率等で対応可能なのか

最適な職員配置には程遠く、単なる行財政改革を都合よい表現にしているだけ

- 大阪市民や昼間流入人口・事業者のニーズに応じた、大都市大阪市のサービス・事業に見合う体制となっておらず、実態と乖離した机上の数値、架空の数値
- 特に、福祉・こどもなど、もっとも基礎的な住民サービス部門の職員体制が全く不十分

近隣中核市モデルではなく、東京特別区と比較すべき

- 現在の24カ所の区役所をそのまま残して特別区の支所とし、子育て支援・就学事務・福祉事務所・保健センターなど現行区役所事務の約7割の事務を担うとしている

そのための必要人員が算定・考慮されていない

財産・債務、財政調整(1)

- 住民サービスのために使う行政財産は事務分担案に沿って仕分けられ、小中学校や市・区役所の庁舎、地域公園などは特別区が承継
- 中央図書館や中央体育館などは一部事務組合が承継
- 市立高校、美術館・博物館、大規模公園などは新たな広域自治体に承継

市民が営々と築き上げてきた貴重な財産が散逸

- 遊休地などの普通財産は所在地の特別区が承継

5区案でも7区案でも極端な偏在(特別区間で25～49倍もの格差)

- 大都市制度移行前に発行済の市債は新たな広域自治体に承継
- 一方で、その起債をもって実施・整備等した事業・財産は特別区

新しい広域自治体の健全化指標を悪化させるだけの仕組みではないか

債務返済者とサービス提供者が異なることで適切な行財政運営が可能か

- 施設の効率的な活用などの意識低下 -
- 使用料等の徴収インセンティブ など -

財産・債務、財政調整(2)

- 大阪府・市ともに交付税の交付団体
- 特別区が設置されることになれば、交付税は、大阪府分と大阪市分が合算されて広域に交付された後、特別区に配分

政令市として算定された大阪市分の交付税額は保障されない

- 特別区ごとに交付税算定されないということは、ナショナルミニマム達成のための国の財源保障・セーフティーネットの埒外に置かれるのではないか

この意味からも不完全な自治体

- 東京の都心区(千代田・港・渋谷)のように潤沢な税収がある地域のない大阪市にとって税源配分・財政調整は最大の問題
- 東京23区のうち約半数の区は独自財源が主である
パッケージ案では、主要税源を新たな広域自治体に吸い取られた上に(特別区の税収は現行の約3割)、地方交付税と臨時財政対策債も広域のコントロール下におかれ続ける

特別区は、財政的にはとても独立した「自治体」とは呼べない。
また、将来の自立した自治体をめざす、区民意識の向上につな
がらない

- 大阪市財政の中期収支概算によれば、今後10年は、300～400億円の不足が見込まれている。制度移行後の特別区も補てん財源なしに予算は組めないが、その対策はない

シミュレーションには、こうした点もしっかり織り込んで示すべき

コストと効果額

- とにかく、コストは過少に見積もられた案
- 人員もお金ももっと必要
 - 人件費や特別区の新庁舎の土地代・建設費など -
- 一方、効果額は過大に見積もられた案
 - 府市統合本部議論による経営形態の変更、
市政改革プランに伴う削減効果額など -

きちんと精査して示すべき

その他

- 移行には一定期間が必要(システム開発、庁舎整備、法改正等)
- 住民投票後(再編改定後)でないと具体の実施設計等に入れない

実態が伴った時点で法的効果を持たせるべき

法制度的にも物理的にも平成27年4月実施は無理

- 特別区は住民の生活に直結したサービスを提供する自治体

空白期間は住民生活の混乱に直結